

障支 第 1447-3 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

就労継続支援 B 型事業所管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
黛 昭則 (公印省略)

工賃向上計画の作成について (依頼)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省による「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」が一部改正されましたので送付します。

指針では、各就労継続支援 B 型事業所（就労継続支援 B 型を実施する多機能型事業所を含む）は、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の目標工賃や具体的方策などを盛り込んだ工賃向上計画を作成するものとされています。

つきましては、指針の趣旨を踏まえ各事業所における工賃向上計画を作成し、下記のとおり提出してください。

記

1 工賃向上計画の作成に当たっての留意事項

- (1) メールに添付している国の指針の内容を踏まえた内容としてください。
- (2) 令和 3 年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表介護給付費等単位数表第 14 の 1 のイの就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）及びロの就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）については、工賃向上計画の策定及び県への提出が要件となっています。令和 3 年 4 月分の報酬算定に当たり当該報酬の請求日（令和 3 年 5 月 1 0 日）までに計画を作成している必要があるため御留意ください。

- (3) 様式は、メールに添付しているものを使用してください。

なお、県ホームページからもダウンロードできます。

健康・福祉 - 障害者福祉 - 工賃向上・障害者就労施設製品
- 工賃向上の推進 - 各事業所における工賃向上計画の作成について
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s211/index.html>

- 2 提出期限 令和 3 年 5 月 3 1 日（月）*必着（作成日付は 5 月 1 0 日付まで）
- 3 提出方法 電子メール（送付先 a3300-03@pref.saitama.lg.jp）
*お送りしたメールに返信してください。

- 4 その他 今後、工賃向上計画の見直しを行った場合には、各年度の5月末日までに当課あてお送りください。

施設支援担当 松尾
TEL 048-830-3556
メール a3300-03@pref.saitama.lg.jp